

平成28年熊本地震における緊急の雇用労働対策について

資料No.1

平成28年5月13日（金）

熊本地震による雇用への影響

熊本県における主な雇用指標【熊本局計】

		平成28年 4/6～4/14	平成28年 4/15～5/9	平成28年 4/15～ 4/23	平成28年 4/24～ 4/30	平成28年 5/1～5/7	平成28年 5/8～5/9
		合計	合計	合計	合計	合計	合計
		1日平均	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均
職業紹介	新規求職者数	3,662	4,508	1,189	1,588	1,142	589
		523	347	198	397	571	589
	新規求人数	3,577	6,989	1,137	1,011	3,723	1,118
		511	538	190	253	1,862	1,118
	就職件数	1,006	1,398	447	475	310	166
		144	108	75	119	155	166
	相談件数	9,484	14,652	4,066	5,354	3,698	1,534
		1,355	1,127	678	1,339	1,849	1,534
雇用保険	被保険者数						
		590,601	457,516	457,678	457,400	457,376	457,295
	うち雇用保険資格取得件数	3,836	6,090	1,857	2,178	1,333	722
		548	468	310	545	667	722
	うち雇用保険資格喪失件数	7,777	6,562	2,324	2,015	1,425	798
		1,111	505	387	504	713	798
	受給資格決定件数	1,074	2,124	744	618	506	256
		153	163	124	155	253	256

参考					
平成27年 4/6～4/14	平成27年 4/15～5/9	平成27年 4/15～ 4/23	平成27年 4/24～ 4/30	平成27年 5/1～5/7	平成27年 5/8～5/9
合計	合計	合計	合計	合計	合計
1日平均	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均	1日平均
4,237	6,709	3,403	1,793	1,013	500
605	479	486	448	507	500
3,824	9,097	2,609	1,008	4,589	891
546	650	373	252	2,295	891
1,031	2,568	1,196	751	408	213
147	183	171	188	204	213
10,921	22,036	10,256	6,365	3,736	1,679
1,560	1,574	1,465	1,591	1,868	1,679
451,687	451,335	450,231	451,672	453,299	453,788
4,710	10,871	4,155	3,744	1,807	1,165
673	777	594	936	904	1,165
7,562	7,581	4,156	1,480	1,150	795
1,080	542	594	370	575	795
1,335	3,075	1,630	806	380	259
191	220	233	202	190	259

資料出所：厚生労働省「ハローワークシステム業務日報」「ハローワークシステム頻数」

- (注) 1. 毎月公表している月報値とは異なる。
2. 職業紹介の各指標は一般求人・求職に係るもの。
3. 雇用保険の受給資格決定件数は一般求職者給付に係るもの。
4. 1日平均の数値は対象期間内の件数÷対象期間内の土日祝日を除いた日数から算出。
5. 作成時点においてシステム取得可能な業務日報・頻数データを使用。

震災に係る労働相談対応

- 熊本労働局内のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の仕事に関する相談に対応
- 労働者や事業主からの労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する相談に的確に対応するため、熊本労働局及び管下の全労働基準監督署に「震災関連相談窓口」を設置
- 地震に伴う休業時の賃金などの取扱いについて、「労働基準法等に関するQ&A」を作成し、被災地域の事業主団体に、雇用調整助成金の活用と併せて周知(4月22日～)
- 4月16日、17日、避難所を巡回し、雇用保険のリーフレット等を配布(巡回先7箇所)

関係機関と連携した取組

- 4月27日を皮切りに、経営・資金繰り、雇用維持等、中小企業の様々な相談に迅速に対応するため、関係機関と協力して相談会を実施
 - ※ 熊本県、県内商工会議所・商工会、県商工会連合会、熊本労働局、県信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等が協力して実施
 - 4月27日、28日開催 当面、県北・県央・県南の3ブロックごとに、毎週2回程度の開催を予定
- 雇用調整助成金を活用した雇用維持について、福祉施設・医療施設への周知を、福祉部局・医療部局と連名で(5月10日)・旅館業界への周知を、衛生部局と連名で(5月11日)、自治体等に対し要請
- 日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に対し、平成28年熊本地震に係る雇用・労働問題への配慮について要請(5月13日)

雇用保険(被災者への失業給付の特例支給)

- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付を受給できる特例を実施(休業)(4月26日)
- 熊本県内の事業所が災害を受けたことにより休止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる特例を実施(一時的離職)(4月14日)
- 近隣県(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島県)についても一時的離職の場合と同様の措置を実施(5月11日)
- 交通の途絶や遠隔地への避難などにより住居地を管轄するハローワークに来所できないときは、失業認定日の変更や来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを可能とした(4月14日)
- 厚生労働省HPの平成28年熊本地震関連情報のページで周知しているほか、熊本労働局等のHPでも周知(4月15日)

震災に係る雇用保険関係の相談件数(熊本労働局・5月9日時点)5,134件

ゴールデンウィーク期間中(4月29日から5月8日)の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用保険の特例に関する相談などについて、コールセンターを設置し対応(対応件数 489件)

雇用調整助成金

- 雇用調整助成金の活用促進に向けたリーフレットを作成し事業主に周知
- 平成28年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主に対する特例措置（平成28年4月14日以降に開始した休業等について適用）

【特例措置の内容】

- ・ 事業活動縮小の確認期間を短縮（3か月 → 1か月）
 - ・ 計画届の事後提出を容認
 - ・ 九州各県内に所在する事業所に限り、休業を実施した場合の助成率を引上げ（諮問事項）
 - ・ クーリング期間を撤廃（諮問事項）
 - ・ 雇用量が対前年比で増加してる場合にも助成 等
- 熊本県において、事業主からの相談件数の増加を踏まえ、雇用調整助成金に関する説明会を実施
 - ※ 4月26日から5月9日までの間、1日に2、3回開催（1回当たり20程度の事業所が参加）及び12日に1回開催
 - 大分県において、県内主要経済団体、業界団体（旅館業、観光業など）に対して、雇用調整助成金に関する説明会を開催
 - ※ 4月22日、28日、5月2日、9日に実施

震災に係る雇用調整助成金関係の相談件数（熊本労働局・5月9日時点）1, 558件

ゴールデンウィーク期間中（4月29日から5月8日）の休日において、熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金に関する相談について、コールセンターを設置し対応（対応件数207件）

新卒者

- 文部科学省と連携し、以下の内容について主要経済団体等(440団体)に要請
 - ・ホームページ等を活用した企業説明会をこれまで以上に実施すること
 - ・被災地の学生のエントリーシートの提出締切や採用選考日程等について柔軟に対応すること
- 熊本及び大分の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」等を設置し、被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた職業相談や当該相談を踏まえた企業への働きかけを実施
- 新入社員の解雇を防止するため、新入社員を当面の間、休業させる場合にも雇用調整助成金ができるよう、「雇用保険被保険者期間6か月以上」要件を適用除外とする特例を措置予定

派遣労働者

- 以下の内容について大臣名で主要経済団体、職業安定局長名で人材派遣関連団体に対して要請(5月13日)
 - 【派遣元事業主の団体】
 - ・ 労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣先と協力しながら派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
 - ・ それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当を支払うこと
 - 【派遣先となる主要経済団体】
 - ・ 派遣労働者の方々等の雇用の安定とその保護を図るために配慮すること
 - ・ やむを得ず労働者派遣契約を継続しない場合であっても、労働者派遣法第29条の2等に基づき、派遣労働者の新たな就業機会の確保や、休業手当等の支払に要する費用の負担等の措置を講じること
- 派遣労働に関する労働者、派遣会社・派遣先からの相談について、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた、派遣労働に関するQ&Aを公表(4月28日)

未払賃金立替払

- 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に関する未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化を行うなど、迅速な処理を実施(4月22日～)

復旧工事における災害防止対策

- がれき処理や復旧工事における労働災害防止対策の徹底を図るよう建設業団体に要請するとともに、がれき処理や復旧工事を行う方に対して、作業を安全に実施するための防じんマスク等を配布((公社)保安用品協会から無償提供を受けた使い捨て式防じんマスク約5万5千枚、切創防止用手袋1万組み、踏み抜き防止用インソール約4千足等を配布)
- ①倒壊家屋の復旧等の作業を安全に実施するため及び②復旧作業における熱中症予防のため、作業現場の安全パトロールを実施(5月6日までに合計246事業場等のパトロールを実施)

健康確保対策

- 独立行政法人労働者健康安全機構で、被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル」及び「熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル」(いずれもフリーダイヤル)を設置(5月2日～)

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求書に医療機関や事業主の証明がなくても請求を可能とする弾力的な取扱いを実施(4月15日～)
- 労災年金等の預金通帳・証書・届出印等を紛失した場合の弾力的な取扱いを実施
- 健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアの受診ができる旨を周知するなどの取組を実施(4月22日～)
- 診療録等を滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難となった労災指定医療機関に対し、特例的な請求を認める取扱いを実施(4月28日～)

労働保険料等

- 熊本県内に所在地のある事業主等に対して、労働保険料等申告書の提出期限や納付期限(7月)を、申請など特段の手續の必要なく、一律に延長(4月22日～)
- 熊本県外に所在地のある事業主に対して、地震により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、納付の猶予を受けられることについて、周知

※ 障害者雇用納付金も同様

勤労者財産形成持家融資制度・中小企業退職金共済制度・労働金庫

- 勤労者財産形成持家融資を返済中の方に対して、最長3年間貸付金の返済を猶予(返済猶予期間中は貸付利率を最大1.5%引下げ)する等の特例措置を実施
- 中小企業退職金制度について、申し出に応じ、掛金納付期限を延長する等の特例措置を実施
- 九州労働金庫における対応(被災の影響により、預金通帳等を紛失した場合でも本人確認により支払を行う等)を周知

特定非常災害特別措置法

平成28年熊本地震による災害が、5月2日に特定非常災害特別措置法（以下「法」という。）に基づく「特定非常災害」に指定されたことを受け、その被害者の権利利益の保全等を図るため、行政上の権利利益に係る満了日の延長及び期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等を行うこととされた

○ 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（法第3条関係）

- ・平成28年厚生労働省告示第221号により指定された行政上の権利利益等について、その満了日を延長

※ 有料職業紹介事業の許可の有効期間の延長、無料職業紹介事業の許可の有効期間の延長、労働者派遣事業の許可の有効期間の延長、障害者雇用調整金の申請期限の延長など

○ 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条関係）

- ・特定非常災害発生日（4月14日）以降に履行期限が到来する一定の義務について、平成28年熊本地震による災害を理由として履行されなかった場合、当該義務が平成28年7月29日までに履行されたときは、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任を免除

※ 本取扱は、本来の義務の免除、履行期限の延長を行うものではない

※ 外国人雇用状況届出、障害者雇用状況報告、高齢者雇用状況報告、職業紹介事業報告の提出、労働者派遣事業報告、雇用保険被保険者となったことの届出等の提出義務など